

## キタ歓楽街環境浄化推進協議会ビル自主規制部会設置要綱

### (設置)

建物賃貸借等契約基準規約(以下「規約」という。)を組織的かつ強力に推進する目的のため、同協議会に「ビル自主規制部会」(以下「部会」という。)を設置する。

### (構成)

部会は、部会長、副部会長及び部会員を持って構成する。

- 1 部会長及び副部会長は、部下委員の互選によって選出し、キタ歓楽街環境浄化推進協議会(以下「キタ歓楽街協議会」という。)役員会での承認を行う。

### (会議)

部会は、部会長が必要の都度招集し、議事を主宰する。

- 2 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対し、部会への出席を求めることができる。

### (入会)

#### 第1 入会基準

ビル所有者又はビル管理者であり、かつキタ歓楽街協議会が定める規約に賛同し、これを遵守する者。

#### 第2 入会方法

入会基準に達する者が、キタ歓楽街協議会に対して、入会申込書(別添)を提出する。

また、入会申込書記載事項に変更がある場合、その都度、出来るだけ速やかに、キタ歓楽街協議会事務所に連絡する。

- 2 ビル管理者が入会する場合は、ビル所有者から委任状(別添)の提出を併せて必要とする。
- 3 会費にあつては、無料とする。

### (提出書類)

#### 第1 誓約書の提出方法

ビル所有者又はビル管理者が賃借人から提出を受けた誓約書は、ビル所有者が契約書類と共に保管し、その写しをキタ歓楽街協議会に提出する。

#### 第2 提出書類の取扱い

キタ歓楽街協議会は、入会申し込み書及び誓約書の写しを提供してはならない。ただし、次の各号の何れかに該当する時は、この限りではない。

- 1 官公庁又は、地方公共団体から提出を求められ、キタ歓楽街協議会会長が同意した場合。
- 2 ビル自主規制部会会議において、部会員の退会の採決を行う場合
- 3 その他キタ歓楽街協議会会長が必要と認めた場合。

(退会)

第1 退会基準

規約第3条から第5条に違背した場合。

また、その他規約に著しく反した場合は、退会処分とする。

第2 退会方法

ビル自主規制部会長の招集した部会の際、出席部会員の過半数の同意及びキタ歓楽街協議会役員会の際、出席役員の過半数の承認をもって、退会とする。

第3 その他

退会に際して、異議申し立ては出来ないものとする。

退会後は、違反した行為が改善されたことが確認できない限り、再入会は出来ない。

(委任)

この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

部会の庶務は、協議会事務局が曾根崎警察署生活安全課の協力を得て行う。

(改正)

この要綱の改正は、ビル自主規制部会長の招集した部会の際、出席部会員の過半数で行う。

別添

## 入会申込書

キタ歓楽街環境浄化推進協議会 御中

私は、キタ歓楽街環境浄化推進協議会ビル自主規制部会の趣旨に賛同し、同会に入会します。

ビル所有者に関する欄

(ふりがな) -----			
商号	印		
事務所所在地	TEL FAX		
(ふりがな) -----			
代表者氏名	印	生年月日	T S H 年 月 日
代表者住所			

私は、所有しているビルの運営又は管理に関する事務を下記のビル管理者に委託しております。よって、同会の趣旨には賛同しますが、入会の一切の手續きに関しては、ビル管理者に委託します。

平成 年 月 日  
ビル所有者代表者氏名 印

ビル管理者に関する欄(ビル所有者と同じ場合は「同上」と記載。)

(ふりがな) -----			
商号	印		
事務所所在地	TEL FAX		
(ふりがな) -----			
代表者氏名	印	生年月日	T S H 年 月 日
代表者住所			

所有(管理・運営している)ビルに関する欄

(ふりがな) -----			
ビル名			
ビルの所在地	TEL FAX		
ビルの緊急連絡先	TEL FAX		
ビルの構造等	階建て全 室	当該ビル内で契約している店舗数(記入日現在)	店

## 誓約項目

- 1 賃借人が、所有・管理・運営するビルと賃貸契約する場合には、営業の種別及び内容、営業者等を明らかにさせ、賃借人の適格性について確認します。
- 2 所有・管理・運営しているビル内には、違法な風俗店や客引き行為、勧誘行為、迷惑ビラ等の配布行為その他違法な集客等を行う店舗を入居させません。
- 3 所有・管理・運営しているビル内の賃借人に、自主規制項目(別添誓約書のとおり)を遵守させます。
- 4 賃借人に誓約させ誓約書の写しを速やかに、キタ歓楽街環境浄化推進協議会に提出します。
- 5 所有・管理・運営しているビル内外に前記2にかかる違法行為がないか定期的に確認し、これに違背していると認められた時は、契約条項に基づく契約の解除の措置や警察への通報、その他必要な措置を講じます。
- 6 本誓約項目に著しく反する場合は、一方的に本部会の入会を取り消されても、異議を申し立てません。

上記事項を入会にあたり誓約した上で、署名押印します。(上記の内容について必ずご確認ください。)

誓約日 平成 年 月 日

ビル所有者  
(委任された場合は  
ビル管理者) 商号

ビル所有者  
(委任された場合は  
ビル管理者) 氏名

印 (必ず自筆で署名すること。)

別添

# 誓約書

私は次の各号のいずれかに該当し、若しくは各号に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この契約が解除されても異議を申しません。

また、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とします。

本件取引に際し、現在次の各号のいずれに該当する行為を行わないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- 1 法令による除外事由がある場合を除き、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営適正化法」という)第2条第6号第1号(所謂ソープランド)、第2号(所謂ファッションヘルス)及び第6号(所謂出会い系喫茶)に掲げる営業に使用し、又は使用させること。
- 2 法令による除外事由がある場合を除き、受付所を設けて風営適正化法第2条第7項第1号(所謂デリヘル)の営業を営み、又は営ませること。
- 3 賭博、違法な薬物の売買その他法令に違反する行為に使用し、又は使用させること。
- 4 営業に関し、客引き行為、勧誘行為、迷惑ビラ等の配布行為その他の違法な集客等行為をし、または行うこと。
- 5 上記にあげるもののほか、法令に違反し、若しくは善良の風俗と清浄な風俗環境の保持及び少年の健全な育成に障害を及ぼす営業若しくは行為に使用し、又は使用させること。

平成 年 月 日

店舗住所 (ビル名及び階も記載)	大阪市北区
店舗名	
賃借人(転借している場合は転借人を記載)	印
管理者(営業者と管理者が異なる場合記載)	印

(個人名は必ず署名・押印願います。)

# ビル自主規制部会の位置付け

